

能登半島地震 被災者支援のお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された市民の皆さまが、一日でも早く、安全・安心な生活を送ることができるよう、各種支援制度などをご案内します。

被災者生活再建支援金について 住まいの支援窓口 22-7196

■被災者生活再建支援制度

被災された皆さまの生活再建を支援するための制度です。

地震により居住する住宅が全壊・半壊するなど、住宅の被害の程度に応じた基礎支援金および住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

支援金の支給額（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊(損害割合50%以上) 解体	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅除く)	50万円	150万円
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅除く)	50万円	100万円
中規模半壊 (損害割合30%台)	20万円	建設・購入	100万円	120万円
		補修	50万円	70万円
		賃借(公営住宅除く)	25万円	45万円
半壊 (損害割合20%台)	20万円	建設・購入	100万円	120万円
		補修	50万円	70万円
		賃借(公営住宅除く)	25万円	45万円
準半壊 (損害割合10%台)	10万円	-		10万円
一部損壊 (損害割合10%未満)	2万円	-		2万円

- ▶ **申請場所** 住まいの支援窓口（羽咋市役所 2 階 205 会議室）
- ▶ **申請期限** 【基礎支援金】令和7年1月31日 【加算支援金】令和9年1月31日
- ▶ **必要書類** 申請書、り災証明書の写し、住民票※（世帯全員分）※複写不可。ただし申請書にマイナンバーを記載すれば省略可、預金通帳の写し（世帯主のもので普通預金に限る）、契約書などの写し（加算支援金申請の場合）など

被災家屋などの解体・撤去 〇市環境安全課 環境資源係 22-7137

令和6年能登半島地震により被害を受けた半壊以上の家屋など（空き家、倉庫、納屋含む）の「解体・撤去」について、以下の2つの制度の実施を予定しています。

①公費解体・・・市に「解体・撤去」を依頼する制度

所有者の申請に基づき、羽咋市が所有者に代わって「解体・撤去」を行うものです。

②自費解体・・・個人で先行して「解体・撤去」を行い、その費用の償還を（費用償還）申請する制度

公費解体の実施前に、既にご自身で被災家屋などの「解体・撤去」を行った場合、その費用の一部を償還するものです。

①、②ともに、申請開始の日程、期限、必要書類などについては、詳細が決まり次第お知らせします。

注意事項

■被災の状態が記載された、り災証明書、被災証明書が必要です。

※被災の程度を記載した被災証明書の発行は、市税務課にて申請してください。

■り災証明など発行前にご自身で「解体・撤去」される場合には、家屋などの被災状況が半壊以上と判断できる写真が必要です。

■公費解体制度の詳細決定前に自費で解体することができますが、設定される解体費の基準額の範囲内での払い戻しとなりますので、全額が償還されない場合があります。

■自費で解体する場合は、解体前、解体中、解体後の状況が分かる写真が必要です。

■家財などの搬出は制度の対象となりません。

■家屋などの一部解体やリフォームは制度の対象となりません。

■自費で解体し、費用償還を行う場合は、「解体・撤去」に係る契約書、経費の内訳が分かる書類、領収書、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）、そのほか廃棄物が適正に処理されたことが確認できる書類などの保管をお願いします。

住まいの修理・確保 〇市地域整備課 都市計画係 22-9645

住宅の修理

■緊急修理

被害を受けた住宅の屋根や外壁などから雨水の侵入などを防ぐため実施した修理（ブルーシート）の展張作業費および資材費）を補助します。

▶対象 R6.3.31 までに完了した工事

▶限度額 5万円

■応急修理（り災証明で「準半壊以上」被害の住宅）

被害を受けた住宅（屋根や床、壁、窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分）の応急的な修理にかかる経費を補助します。

▶対象 R6.12.31 までに完了した修理

▶限度額 70万6,000円（準半壊は34万3,000円）

賃貸型応急住宅

ご自宅での居住ができなくなった人への一時的な住まいとして、民間の賃貸型応急住宅が使用できますので、市地域整備課までお問い合わせください。

▶入居対象者

■住宅が全壊し、居住する住宅がない人

■半壊であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う人

■住宅が半壊し、応急修理制度を利用する人のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる人 など

▶お部屋探しの問い合わせ先

■県内の各宅地建物取引業者（不動産業者）

■県内の不動産団体・石川県宅地建物取引業協会

・全日本不動産協会石川県本部

・全国賃貸住宅経営者協会連合会金沢支部

（☎076-291-2255）

（☎076-280-6223）

（☎0120-27-1000: 接続番号 388006）

▶最長2年入居可

▶家賃は市が負担

▶水道光熱費は入居者が負担

被災住宅の技術的な相談窓口 市地域整備課 都市計画係 22-9645

地震により被害を受けた住宅や宅地の補修方法などでお困りの人を対象に羽咋市建設業協会及び建設専門技術者が相談窓口を開設します。

▶相談できる内容

- 応急危険度判定で、危険（赤）や要注意（黄）と判定された住宅
- り災証明で全壊や半壊などの判定を受けた住宅
- 擁壁破損などの被害を受けた住宅の宅地

※相談は申込みが必要となり、被災度が高い順に対応します。

▶相談日 週1回程度

▶相談時間 1人あたり20分程度

※申込み用紙は市ホームページまたは住まいの支援窓口（羽咋市役所2階205会議室）にあります。



上下水道料金(1月使用分)の特別減免 市地域整備課 企業経理係 22-7133

地震により被害を受けた、市民、企業の皆さまの負担を軽減するため、以下のとおり上下水道料金を減免します。

▶減免の対象者および対象月

- 市内すべての使用者（個人、事業者問わず）
- 令和6年1月使用分（2月請求分）

▶減免内容（お住いの地域によって異なります）

①大川町 ②釜屋町 ③西釜屋町
④本江町 ⑤余喜地区 ⑥鹿島路町
⑦越路野地区 ⑧一ノ宮地区

上記以外の地域



全額減免
(請求しません)

一部減免※

※一部減免の内容

- 基本料金を減免します。
- 超過料金は、1月使用分と12月使用分を比較し、低い料金で請求します。

検針票は配布しませんので、料金を確認したい人は、お問い合わせください。

2月使用分からは、通常通りの請求となります。

▶宅内漏水している人へ

地震による宅内漏水の減免は行いませんので、市指定水道工事店に修理を依頼してください。修理するまでは、随時、止水栓を開閉して使用してください。

▶下水道を使用できない人へ

地震による宅内配管の損傷により、下水道を使用できない人は、市指定排水設備工事店に修理を依頼してください。

▶地震による被災家屋をお持ちの人へ

長期間、水道を使用しない人は、「閉栓届」の提出をお願いします。提出がない場合、月々の基本料金が発生します。閉栓しない場合は、止水栓を閉めてください。

漏水確認方法	市指定工事店	水道開閉栓申請	水道管凍結対策	問い合わせメール

重要

断水解消に伴い、水道の使用量が増えています。至急、漏水がないか確認してください。

市税・保育料などの減免について

地震により被災された下表の条件に該当する人は、減免を受けることができます。(減免申請は原則不要ですが詳細は各担当課までお問い合わせください。)

▶減免できる税、保険料、保育料など

	対象	条件 (り災証明書の被害判定区分)	担当課
市・県民税	住家	半壊以上	税務課 (☎22-1113)
固定資産税	住家・非住家	半壊以上	
国民健康保険税	住家	半壊以上	市民窓口課 (☎22-7194)
後期高齢者医療保険料	住家	石川県後期高齢者広域連合で検討中	
介護保険料	住家	半壊以上	地域包括ケア推進室 (☎22-5314)
保育料 放課後児童クラブ利用料	住家	半壊以上	こども課 (☎22-1114)

※詳細はホームページなどでご確認ください。

■各種証明書などの交付手数料の免除について

令和6年能登半島地震で被災された人が、被災に伴う各種手続きに必要な証明書などの交付を行う場合、手数料を免除します。

(例：住民票、戸籍抄本、課税・所得課税証明書など)



詳細はこちらから

生活必需品の給与または貸与 ☎市商工観光課 商工観光係 22-1118

住宅の倒壊や焼失・流出により、建物からの物品搬出が不可能な世帯に対し、災害救助法に基づき、生活必需品を給与または貸与します。※世帯人数により上限額が異なります。

▶**対象者** 住家が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」または「床上浸水」の被害を受けた世帯

▶**支給例** 「全壊」で2人世帯の場合・・・41,100円上限で現物支給

▶**申請期限** 令和6年3月31日


▶**必要書類** 申請書、生活必需品リスト、り災証明書の写し、被災状況の写真

【支給物品例：衣類、布団、キッチン用品など】



“住まいの支援相談・申請”ワンストップで受け付けます！

2月3日から、り災証明を受けた人が、ワンストップで相談や申請ができるように「住まいの支援窓口」を拡充し、対応しています。同窓口では、り災証明の被害の程度に応じて、どのような支援を受けることができるかを取りまとめた「**住まいの支援ガイド**」(市ホームページからもダウンロード可能)も配付していますので、ご利用ください。

 **0767-22-7196**

時間 9:00~16:00(平日)

場所 羽咋市役所 2階 205 会議室

災害に関する情報は、市ホームページ、LINE、安全・安心メールにて発信しています。随時更新いたしますので、ご確認ください。



市ホームページ



公式 LINE



安全・安心メール

発行者 羽咋市(秘書課担当)
〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア 200 番地

☎0767-22-0771 FAX 0767-22-8109
メール kouhou@city.hakui.lg.jp